議案第１０６号

久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

久喜市放課後児童クラブ条例(平成22年久喜市条例第122号)の一部を次のように改正する。

別表第1久喜市立あおばっこクラブの項中「久喜市青葉1丁目2番2号」を「久喜市青葉1丁目3番地」に改め、同表久喜市立桜田小学校学童クラブの項中「久喜市東大輪311番地」を「久喜市東大輪311番4」に改める。

附　則

この条例中別表第1久喜市立桜田小学校学童クラブの項の改正規定は公布の日から、同表久喜市立あおばっこクラブの項の改正規定は令和元年11月1日から施行する。

令和元年９月３日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

青葉小学校校舎内に移転する放課後児童クラブ及び桜田小学校敷地内に設置した放課後児童クラブについて、変更後の位置を久喜市放課後児童クラブ条例に位置付ける必要があるため、この案を提出するものであります。